

連合長野「2014県政への要求と提言」

県庁要請と各部の回答（2015年1月22日）

各部部長懇談日程

（既に実施したもの）

産業労働部	1月19日(月) 10:30～
県民文化部	1月20日(火) 13:30～
教育委員会	15:00～
農政部	1月21日(水) 10:20～
林務部	11:20～
健康福祉部	15:00～
企画振興部	16:00～

（今後の予定）

建設部	1月26日(月) 10:30～
総務部	文書回答
会計局	文書回答

目次

1．雇用の維持・拡大と産業・地域振興	3
（1）過労死防止対策推進法の施行にあたって	3
（2）既存の産業集積の維持、新規産業分野への展開	5
（3）生活困窮者自立支援法の本格施行に向けて	9
（4）地域による職業訓練・地域教育と職業の接続	10
2．公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化	14
3．「健康長寿世界一」の医療と介護	15
（1）「地域包括ケアシステム」の構築に向けた課題	15

(2) 医療現場の労働環境の整備と人材確保	17
(3) 地域医療再生計画のフォローアップ	19
(4) 「アルコール健康障害対策基本法」の推進	19
(5) 高齢者と障がい者に対する介護サービスの充実と権利擁護の確立	20
4 . 子ども・子育て支援新制度の着実な実施	22
(1) 市町村の子ども・子育て支援計画	22
(2) 具体的保育サービスの要件	23
5 . 安全・安心の住まいとまちづくりの推進	25
(1) 「交通政策基本計画」への「県新総合交通ビジョン」の具体化	25
(2) リニア新幹線の着工に向けて	26
(3) 雪害対策	27
(4) 信州型住宅リフォームの各助成金制度の継続、拡充について	28
6 . 農林水産業の産業基盤の強化・育成	28
(1) 農地中間管理機構の事業運営について	29
(2) 「人・農地プラン」について	29
(3) 食育と地産地消の推進	30
(4) 農業の6次産業化	31
(5) 「信州山の日」	33
(6) 「山村振興法」の延長と施策拡充について	34
7 . 地方税財政の確立	35
(1) マイナンバーの利用開始に向けて	35
(2) 需要予測に基づく地方交付税の確保	36
8 . 長野県行政の推進	36
(1) 県行政の発信力の強化	37
(2) 県行政の運営主体の確立に向けて	38
9 . 地方議会の活性化と投票しやすい環境整備	38

	要請	回答+
1	1 . 雇用の維持・拡大と産業・地域振興	
6	<p>(1) 過労死防止対策推進法の施行にあたって</p> <p>「過労死防止対策推進法」が制定され、本年 11 月より施行されています。いまだ国による具体的な施策が明らかではありませんが、いままで過労死問題に関わりのなかった地方自治体の責務が定められ、国と協力して施策を実施し、事業主の協力を得ることとなりました。</p> <p>また毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」とし、国及び地方自治体が法の趣旨にふさわしい事業を実施することとなりました。初年度の月間にあたって、連合・連合長野は、各組織・職場に「自組織から過労死等を出させない」旨の宣言を求め、教育啓発機材を配布し、企業側との労使交渉を行う事としました。</p> <p>県は、この法律の制定を契機として労使による過労死の防止に関する取り組みを支援するため適切な施策を実施されたい。</p>	
7	<p>県は、長野労働局と協力し、県内でも多発する過労死、過労による傷病の事案について、労使の代表も参加した調査研究と有効な施策の検討を進められたい。</p> <p>県は、過労死などの防止に向けた取り組みについて、県民の理解と関心を高めるよう、啓発に取り組まれたい。</p> <p>県は、長野産業保健総合支援センター、長野県医師会などの協力を得て、産業医による相談・診断、支援体制を県下全域に構築されたい。</p> <p>県は、労働組合などが行う過労死などの防止の取り組みにたいし、積極的な支援を実施されたい。</p>	<p>(15.1.19.労働雇用課勤労者支援係) について</p> <p>過労死等防止対策推進法第 8 条により国は過労死等に関する調査研究等を行うこととされています。この調査研究の具体的な実施にあたり国または長野労働局からの要請があれば、県としても必要な対応をまいります。</p> <p>また、労働問題審議会において労使を代表する委員から意見をいただき、県として必要な施策を検討していきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度第 2 回労働問題審議会議題「若年者の就労対策」(若年者の離職動向等) <p>について</p> <p>過労死等防止対策推進法第 9 条で県は国とともに県民の理解を深めるよう教育活動、広報活動等を通じて、必要な啓発をすることとされており、具体的には現在実施している。</p> <p>次のような事業の実施を通して過労死を防止し、働きやすい職場環境づくりを目指します。</p> <p>(ア) 労働教育講座の実施</p> <p>労働者、使用者等に対して、労働に関する知識や情報を幅広く提供するとともに、メンタルヘルスやワークライフバランスなど最近の課題についても理解を深めていただける内容の労働教育講座を以下のとおり開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「心の健康づくりフォーラム」対象：労働者及び使用者、一般県民 ・「労務管理改善リーダー研修会」対象：企業の人事労務担当者 ・「地区労働フォーラム」対象：労働者及び使用者

		<ul style="list-style-type: none"> ・「新社会人ワーキングセミナー」対象：高校・専門学校等の学生・生徒等を学生 (イ) 労働相談窓口を周知 <ul style="list-style-type: none"> ・11月の過労死等防止啓発月間中に長野、松本、上田の駅前、信州大学松本キャンパスにおいて個別労働紛争のあっせん制度及び労政事務所の労働相談窓口を周知するための街頭啓発(ティッシュ配布)を実施しました。(労働委員会と共同実施)。 (ウ) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> 企業を訪問しワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発等を行うことにより、過労死を防止し働きやすい職場環境づくりを推進しています。 (エ) 社員の子育て応援宣言登録制度 <ul style="list-style-type: none"> 従業員が仕事と子育て等の両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」の取組みを宣言した企業を登録し、県ホームページで公表しています。 <p>について</p> <p>(独) 労働者健康福祉機構長野産業保健総合支援センターでは、労働基準監督署の管轄区域ごとに地域産業保健センターを設置し、医師や保健師等による健康相談・保健指導等を実施しています。県においても労働教育講座等の機会を通じて使用者及び労働者に相談窓口の周知を図ります。</p> <p>について</p> <p>労働組合等が実施する過労死等防止の取組みに対しては、当課及び労政事務所として、可能なものから協力してまいります。</p>
12	<p>県は、県職員の過労死などを引き起こさないよう万全を尽くされたい。また市町村の労務管理、健康管理の取組みに対しても、助言や講習を実施するなどの支援を行われたい。</p>	<p>(15.1.21. 市町村課行政係)</p> <p>「過労死防止対策推進法」の施行等の労働安全衛生に関する事項については、適宜周知を行っているところです。</p> <p>市町村の職員に対する労務管理については、時間外勤務代休時間制度の導入等勤務条件の改善について助言を行っています。また、健康管理の取組みに対しても、年次有給休暇取得の促進等について助言を行っているところです。</p>

		市町村の労務管理、健康管理の取り組みに対しましては、引き続き、助言等による支援を行ってまいります。
13	<p>(2) 既存の産業集積の維持、新規産業分野への展開</p> <p>長野県は本年「長野県中小企業振興条例」を施行し、県内の中小企業を主体とした産業集積を生かし、県民の雇用の安定と労働条件の向上を目指すこととしました。</p> <p>しかしながら、有効求人倍率は改善したといわれる中でも、常用の安定した雇用には程遠い状況です。さらに近年は、大手企業の生産拠点の統合や海外移転の影響もあり、県内中小企業の国外企業との直接取引も拡大しています。新しい技術や産業分野の導入が必要とされているところです。</p> <p>環境意識の高揚やグローバル化の進展などの長野県の特徴を生かした、県としての取り組みが求められています。</p>	
14	<p>中小企業の保有する技術・技能を散逸させ、海外に売り渡すことなく、永続的に活用していくことが、地方における製造業の拠点の維持・強化と雇用の確保にとって不可欠であると思われます。公益財団法人長野県中小企業振興センターにより運営される「長野事業引き継ぎ支援センター」が、県内企業の事業承継相談に対処しています。</p> <p>県としても、広報活動や地元金融機関、弁護士会、税理士会などと連携して活動の周知を図り、支援を進められたい。</p>	<p>(15.1.19.産業立地・経営支援課中小企業支援係)</p> <p>近年、県内の中小企業等の後継者の不在や経営者の高齢化を背景に、事業承継が大きな課題となっております。事業承継は、中小企業等有する技術や人的ネットワーク等の貴重な経営資源の喪失を防止し、地域の雇用創出に貢献するため、県としましても、地域経済における重要な課題の一つであると認識しているところです。</p> <p>県では、国の事業を活用して、昨年2月に「長野県事業引き継ぎ支援センター」を開設し、事業の継続性、発展性が見込まれる中小企業等の事業承継の総合的な支援に取り組んでいるところです。</p> <p>関係機関との連携については、金融機関等連絡会を開催し、金融機関や経済団体と連携との連携や情報共有を図るとともに、専門家向け事業承継研修会等において、引き継ぎ支援センターの周知に取り組んでおります。</p> <p>また、昨年6月に、商工会議所及び商工会の会員企業約3万社を対象に「事業承継に関するアンケート調査」を実施し、後継者不在企業等の掘り起こしを行いました。</p> <p>さらに、昨年11月に、「長野県後継者バンク」を設置し、後継者を探す事業者と創業を希望する方等を効果的なマッチングを促進する事業引き継ぎの支援も行っているところです。</p> <p>県としましては、本年も引き続き関係機関と連携しながら、後継者不在企業等に対</p>

		する積極的な支援を進めてまいります。
15	<p>若年層の技術継承の場として、技能五輪があり、2012年は長野県で全国大会が開催されました。中小企業においては、参加選手の育成などにおいて企業負担も多く、毎年の参加は厳しいものがあります。</p> <p>県内企業の技術力をアピールする場として良い機会であり、県としても参加促進に向け継続的な支援を行われたい。</p>	<p>(15.1.19.人材育成課人材支援係)</p> <p>県では、ものづくり産業における技能・技術の向上や若年技能者の育成を図るため、中小企業の在職者等を対象に、地域の企業ニーズ等に対応したスキルアップ講座を技術専門校等で実施しており、技能五輪種目に関連した講座も開設しています。</p> <p>また、職業能力開発協会では、国事業を受託して、「ものづくりマイスター」に認定された熟練技能者が、高校生や中小企業の従業員等に対し実技指導を行い、効果的な技能の継承や若年技能者の育成を支援する事業を実施しております。</p> <p>県としては、引き続き、関係機関と十分な連携を図りながら、技能五輪への参加促進も含め若年技能者の育成支援を継続的に実施してまいります。</p>
16	<p>県も検討委員会を設けるなどの力を入れている「航空宇宙産業」について、産官学の連携・関連法の整備を進め、なによりも国内外の産業界へのアピールと受注拡大を図り、県民に希望を与える産業への成長促進を図られたい。</p>	<p>(15.1.19.産業立地・経営支援課次世代産業集積係)</p> <p>航空宇宙産業、とりわけ航空機産業は、アジア地域を中心とした航空旅客需要の拡大を背景に、今後、大きな成長が見込まれています。</p> <p>航空宇宙分野は、県内企業が培ってきた精密・電子技術を活かせるとともに、大きな技術的波及効果も期待できることから、長野県が目指す産業分野として「しあわせ信州創造プラン(5カ年計画)」や「ものづくり産業振興戦略プラン」にも位置付け、その振興に向けた取組を進めているところです。</p> <p>県では、これまで愛知県や岐阜県が中心となって推進してきた国際戦略総合特区「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の区域について、長野県へ拡大することを平成26年6月に実現するとともに、この特区を対象に、県の「ものづくり産業応援助成金」を拡充するなど、県内企業の技術の高度化や生産能力拡大のための設備投資に対する支援を行っております。</p> <p>また、県内で関連企業の集積が進む飯田・下伊那地域において、航空機部品の特殊工程を行うための拠点工場の整備に対して補助するなど、地域の航空機産業を支援しているところです。</p>

		<p>加えて、平成 26 年 11 月には、県内の航空機関連事業者、金融機関、自治体で構成するミッション団を派遣し、アメリカのセントルイス市及びボーイング社、カナダのケベック州の取り組みなど北米航空関連産業の最新状況を視察し、情報交換を実施いたしました。ボーイング社に対しては、知事から本県製造業の高い技術や県の支援姿勢等をアピールして、本県の航空宇宙関連企業の存在を印象付けてまいりました。</p> <p>航空機産業は、市場拡大が見込まれる有望産業である一方で、長年にわたり部品を供給できる安定した経営基盤や、厳しい品質保証が求められます。</p> <p>県としましては、今後も、資金面や技術面などについて、関係機関と連携しながら、息の長い支援に取り組んでまいります。</p>
17	<p>県営工業試験場の配置は、北信と中信地方に偏っています。ものづくりを中心にした中小企業の発展には公設試験場の支援が欠かせないものであり、現在検討されている航空宇宙産業、自動車産業の拠点づくりにむけ適切な試験機関設置に取り組まれない。</p>	<p>(15.1.19.ものづくり振興課技術開発係)</p> <p>県工業技術総合センターは、工業系 4 試験場を統合して設立した経過から、「技術分野特化」、「地域分散型」の 4 技術部門体制〔材料技術部門（長野市）精密・電子技術部門（岡谷市）環境・情報技術部門（松本市）食品技術部門（長野市）〕を基軸として、「健康・医療分野」、「環境・エネルギー分野」、「次世代交通分野」、「食品分野」などに取り組む企業の技術課題の解決を支援しています。</p> <p>また、技術の複合化、高度化に対応するため、技術連携部門が、各技術部門にまたがる技術分野の横断的な連携機能を担っています。</p> <p>航空宇宙産業、自動車産業などの製品には、材料技術、設計技術、電子技術、精密加工技術など、幅広い技術が活用されるため、各部門の技術分野を基本として連携を強化するとともに、新たに必要となる技術については、機器整備や職員の育成を進め対応してまいります。</p> <p>なお、県内企業の業種、業態、技術革新ニーズに応じて、県工業技術総合センターも的確な対応が必要なことから、中長期的な視点で、あるべき姿について研究してまいります。</p>
18	<p>中小企業の海外との取引拡大、進出にあたって、入</p>	<p>(15.1.19.産業政策課産業イノベーション係)</p>

出国や現地の税制・法制度についての戸惑いが多く、赴任者の生活面においても数多の困難があります。

県はこれまで、事業経費について支援を行ってきましたが、進出先での企業活動を円滑にすべく、進出企業と密接な関係を維持した支援活動を活発化されたい。

その際、地域ものづくり産業の健全な発展、地域雇用の維持・拡大の観点から、これを損なうことのないよう、特に留意されたい。

【海外展開支援について】

県では、県内企業の海外展開への支援、海外からの観光誘客、農産物の輸出促進等を図るため、中国（上海）とシンガポールに海外駐在員を配置し、見本市等への出展支援、観光プロモーション活動、現地での経験を活かした生活情報や経済情報の提供等の支援を行っています。

経済のグローバル化進展に伴い、海外における経済活動の重要性が増す中、海外駐在員による活動の必要性は高まっており、（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）等、関係機関と連携しながら海外展開サポート等の活動をしています。

また、駐在員はそれぞれ、北京・上海やシンガポール等で年1回程度長野県人会を開催し、現地進出県内企業との交流会を開催するなどの取組も行っていきます。

海外販路の開拓については、（公財）長野県中小企業振興センターと連携し、アセアン・中国などのアジア新興国市場で開催される展示会への出展支援や、海外バイヤーを招へいして県内で商談会の開催を行っています。

今後とも、海外情勢の綿密な分析を踏まえ、企業ニーズに沿った適切かつ丁寧な支援を実施してまいります。

【地域ものづくり産業の振興について】

県内企業のグローバル化が進展することに伴う県内産業の空洞化や雇用の減少を防止するために、今後成長が期待される「健康・医療」、「環境・エネルギー」、「次世代交通」分野などの次世代産業創出の取組を推進するとともに、ものづくり産業応援助成金による戦略的な企業誘致や、中小企業融資制度資金による金融支援、受発注取引支援など、長野県経済のけん引役である製造業の振興と、地域の雇用の確保を図ってまいります。

また、市町村等とも連携し、県内への企業の立地を促進するだけでなく、企業の定着及び発展を図ってまいります。

19	<p>(3)生活困窮者自立支援法の本格施行に向けて</p> <p>長野県は、「パーソナル・サポート」モデル事業を県内4地区に展開し、2,000人以上の相談、支援に取り組み、他県から高く評価されていました。2014年4月からは、形を変えた「生活困窮者自立支援」モデル事業に取り組んでいます。さらには、このモデル事業も2015年4月から「生活困窮者自立支援法」の本格施行に伴い、10圏域の拠点設置による実施が計画されています。就労から生活再建まで、仕事や生活上での悩みを抱える人に寄り添った支援に取り組むべきです。「生活困窮者自立支援法」の施行にあたって、以下の配慮をされたい。</p>
20	<p>法に定められた必須事業である、「自立相談支援事業」について、支援員の育成やそのスキル維持・向上に向け研修を実施されたい。県として、そのための必要な予算を確保されたい。</p> <p>事業実施にあたり、既に「パーソナル・サポート事業」において実績のある、長野労働局及び福祉事務所管内の地元公共職業安定所(ハローワーク)との緊密な連携を確保されたい。</p> <p>これまで行政として労働関係担当部署を持たなかった、市の職員に対し、十分な教育が事前に行われること、並びに「パーソナル・サポート」サービス事業の経験を共有するよう取り組まされたい。</p> <p>2014年度のモデル事業を集積調査し、担当者間の取り組みの共有化を進められたい。また県庁内の関係部署による部局を横断した緊密な連携を図られたい。</p> <p>「生活困窮者自立支援」モデル事業の実施が、当該の県民の生活保護認定の申請手続きを妨げないことを徹底し、生活保護認定を遅らせないよう取り計らわれたい。</p> <p>(15.1.21. 地域福祉課自立支援・援護係)</p> <p>(1)生活困窮者に対する包括的な支援を実施するためには、質の高い支援を提供できる人材の育成が重要であることから、厚生労働省による養成研修とは別に、自立相談支援事業の従事職員等を対象とした、県独自の研修を実施する予定であり、そのための予算確保に努めてまいります。</p> <p>(2)モデル事業においても、長野労働局及び地元ハローワークと連携して事業を推進してきており、相談者の相互紹介や、ハローワーク職員によるモデル事業の相談窓口への巡回相談などを通じて御協力をいただいているところであり、来年度以降も、引き続き緊密な連携を図ってまいります。</p> <p>(3)モデル事業参加市には、相談者への対応や関係支援団体との連携など、日々の業務を通じて支援のノウハウを積み重ねていただいております。また、全ての市において、相談事例の検討会議や県主催の研修会等へ参加することにより、事業への理解を深めていただいているところです。今後も、様々な情報共有等を通じて、県・市間の緊密な連携を図ってまいります。</p> <p>(4)モデル事業に係る市との情報共有については、現在も逐次行っているところですが、事業終了時には全体データを集積・分析し、県・市の担当者間で共有を図ってまいります。また、産業労働部門など、関係部署との間の部局横断的な連携も緊密に図ってまいります。</p> <p>(5)生活保護窓口における対応が適切と判断される相談者に対しては、適切に当該窓口につなぐことにより必要な保護が受けられるよう、担当者間の連携を図ってまいります。</p>

25	<p>(4) 地域による職業訓練・地域教育と職業の接続</p> <p>県内の求人倍率も向上したとはいえ、2009年の金融危機以降はいまだに全国平均を下回っているような状況です。新規求人のうち、およそ三分の二が短時間労働者を含む有期雇用であり、良質な安定した雇用とは言えないのが実情です。</p> <p>一方、中小企業では、採用後にOJT・OFF-JTなどを実施して労働者のキャリア形成を支援し、労働力の高度化を図ることは困難で、人材不足を甘受せざるを得ません。地域の多くの主体が参加する人材育成の取り組みが重要です。</p> <p>行政としても、学校教育の段階から、地方の産業に就労し貢献する人材育成にご協力くださるよう、以下のとおり要請します。</p>	
27	<p>長野・松本・上田などの商工会議所では、ビジネス実務の講座を実施するなど、人材育成努力が地域の商工団体によって行われています。</p> <p>地域のニーズに即した基礎的・実践的なビジネス実務を学ぶ場が開設されるよう、県として環境整備を進められたい。地元経済団体、大学、専門学校、商業高校、公民館などの協力をえて、法務、人事・総務、財務・経理、貿易、国際ビジネスなどのビジネス実務習得のため、中小企業に働く若者が容易に受講でき、その後のキャリア形成のきっかけとなりうる短期の通学講座を各地に開設するよう努められたい。</p>	<p>企業や経済団体等が、自ら、労働者の能力開発を行うことは、企業が求める人材の育成につながるものとして重要であると考えます。</p> <p>県では、こうした民間における職業訓練の取組みを促進し、その内容の充実を図るため、ものづくりのほか、経理事務等について、法令の基準に適合する職業訓練を知事が認定するとともに、運営費等の助成を行っています。</p> <p>さらに、産業人材育成支援センター（職業能力開発機関、中小企業支援機関、経済団体、労働組合、教育機関、行政機関の29団体で構成）のホームページにおいて、県内で実施されている人材育成講座・セミナーを集約・体系化して、情報提供しています。</p> <p>県としては、引き続き、関係機関と十分な連携を図りながら、地域ニーズに対応した効果的な人材育成を継続的に支援してまいります。</p>
28	<p>他県と比べても県内には工業高校（高校工業科）が多く存在し、地域の製造業に人材を供給しています。</p> <p>また、いわゆる「ブラック企業」の理不尽さが伝えられる中でも、「ものづくり」産業では3年離職率が低水準であることなど、他業種とは違う様相も見取れます。県内でも、工業高校が義務教育終了後の進学先として優れていることを、多くの工業高校</p>	<p>(15.01.19 教学指導課高校教育指導係)</p> <p>高校では、卒業生に対する「就職相談窓口」を常時設置し、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する生徒や卒業後の離職者を含め支援を行っています。</p> <p>就職未決定のまま卒業した生徒に対しては、6月まで新規高卒扱いとして就職指導を行っています。</p> <p>産業労働部労働雇用課により、県内の民間企業に新規採用された若者の離職状況を把握し、離職防止の参考とするため、平成25年に長野県離職状況調査が行われ、報告されています。</p>

がウェブサイトなどで情報発信しています。より一層、地域とのかかわりを深め、県内産業の振興に資する教育が進められることが望まれます。

さらに県としても、以下の取り組みを推進されたい。

- 1) 教育の成果が地域に根付いていることを明らかにすべく、卒業生の追跡調査に取り組み、各校の就職者の3年離職率の公表に取り組みたい。
- 2) 安易な普通科への転換や統廃合を行わず、工業科として男女ともに学びやすい環境整備に努められたい。
- 3) 県の産業行政からも協力を得て、地域の産業界からも基金を募るなどして、設備の更新費用、教材費など生徒と父兄の負担軽減に努められたい。

このように労働雇用課が調査を実施している実情もあり、高等学校が卒業生への追跡調査や各校の離職率の公表については、現在、必要性を認識しておりません。

(15.1.20. 高校教育課高校改革推進係)

工業科の設置されている高校を含め、高等学校の学びやすい環境整備には日ごろから努めているところであり、今後も引き続き努力してまいります。

高校の統廃合については、平成21年6月に策定された「第1期長野県高等学校再編計画」に基づき再編統合を進めており、工業科を有する高校では、平成25年に飯田工業高校と飯田長姫高校を統合した飯田OIDE長姫高校を開校するなど計画を実施してきたところです。

また、来年、平成27年には、須坂商業高校と須坂園芸高校を統合し、新たに工業科を設置する須坂創成高校と、岩村田高校の工業科と臼田高校及び北佐久農業高校を統合する佐久平総合技術高校の2校が開校予定となっています。

その後の統合再編については、今年度から長野県の高校教育の望ましいあり方について検討を開始している「長野県産業教育審議会」や「長野県高等学校将来像検討委員会」の審議結果を踏まえ、県民の皆さんの意見を十分にお聞きしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

(15.1.20. 高校教育課総務係)

県立高校の学校運営に関する経費について、県立高校共通の水準の維持に必要な経費は、公費負担としております。

産業教育設備については、計画的に更新・修繕を行い、専門高校の教育効果の向上に努めているところです。なお、昨年度、国の「地域の元気臨時交付金」を活用し、産業教育に必要な設備を重点的に整備しました。

教材費等、学校での教育活動に要する費用のうち、授業等で作成した成果物や授業等に用いる購入品が個人に帰属する場合等、その直接的利益が生徒に還元されるのに関する経費は、個人に負担をお願いしていますが、その額は、各校によって違っており、一律に、生徒・保護者にとって大きな負担となっているとは申し上

げられません。

地域の産業界の皆様方には、インターンシップ等で生徒を受け入れていただくなど、これまでもご協力をいただいておりますが、経費面での協力等についても、今後研究してまいりたいと考えております。

(参考：H24 学校徴収金(教科活動)の額、単位・円)

(長野県教育委員会「学校納入金調査」)

学校名	金額	学校名	金額
中野立志館	4,631	駒ヶ根工業	7,591
長野工業	0	飯田工業	9,053
上田千曲	0	飯田長姫	4,894
丸子修学館	0	蘇南	0
岩村田	27,963	木曾青峰	7,434
臼田	0	松本工業	0
岡谷工業	1,680	池田工業	0

32

ものづくり教育の充実

私たち連合長野も、毎年、「親子ものづくり教室」を開催し、必要な「創意工夫」とベースとなる「論理」的、「科学」的な思考法、資材と時間をマネジメントすることを教えることに取り組んでいます。県内でも、企業の地域貢献として「ものづくり教室」に取り組んでいる企業や団体が存在します。2012年技能五輪全国大会の開催時には、県内の多くの小学校で、技能五輪選手の実演とともに、児童・生徒がものを作る授業も広く行われましたが、今はまた旧に復したかのような状態です。

1) 義務教育の段階から、教科を横断して、ものを

(15.1.20. 教学指導課義務教育指導係)

小中学校では、学習指導要領に基づき、理科や技術科において「ものづくり」が取り入れられています。

例えば、小学校の理科において電磁石の性質を学んだ児童は、学習内容を活用しながらモーターカーを製作していきます。速く走る車にするために、コイルの巻き数などを工夫しながら課題解決的に探究し、工夫することの大切さや自分の生活と学習内容が深く関連していることを実感しています。また、中学校の技術科では、木材・金属などを材料に、使う目的や使いやすさを大切にフリーラックや電気スタンドなどを製作しています。これらの加工を通して、生徒は「ものづくり」の技術を適切に活用し、自分の生活をより良くする能力と態度を身に付けています。

その他、キャリア教育の一環として「ものづくり」を取り入れている市町村の取組や、総合的な学習の時間に「ものづくり」を取り入れている学校の取組があるので、

	<p>作ることに対する興味を高める教育に取り組まれない。就職後や大学進学後に、基礎学力の再教育を実施しなくても良いように、義務教育の課程で、ものづくりに不可欠な能力育成に取り組まれない。</p>	<p>県教育委員会ではそのような取組を今後も支援してまいります。</p>
33	<p>ワークルール教育</p> <p>1)義務教育の段階から、教育の場から労働の場への円滑な接続に向け、「働くことの意義」、「働く者の権利・義務（ディーセントワーク、ワークルール）」、「ワーク・ライフ・バランス」など、勤労観・職業観を養う教育の充実をはかられたい。当然、存在するカリキュラムを、確実に実施されたい。</p>	<p>(15.1.20. 教学指導課義務教育指導係)</p> <p>中学校では、学習指導要領に基づき、社会科の学習において社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質と関連付けて学んでいます。</p> <p>また、多くの小中学校では、キャリア教育の一環として職場見学(小学校79.3%)や職場体験学習(中学校100%)が実施されています。全ての中学校では、3ヶ年の進路指導計画が作成されており、社会人や企業人講師を招聘した進路講話等を計画的に位置付けて実施しており、働くことの意義や生き方について学んでいます。</p> <p>こうした学習を通して、「働くことの意義」や「働く者の権利・義務」、「ワーク・ライフ・バランス」など、望ましい職業観・勤労観の基礎を培っています。</p> <p>県教育委員会としましては、以上のような学習の一層の充実を目指して、今後も各小中学校を支援してまいりたいと考えております。</p>
34	<p>2)特に高校においては、普通科においてもキャリア教育の一環として、職業、労働法に直結した科目の実施徹底をはかられたい。</p>	<p>(15.1.20. 教学指導課高校教育指導係)</p> <p>教育委員会では「長野県キャリア教育ガイドライン」を策定し、各高等学校がこれまで実施してきた様々な教育活動をキャリア教育の視点で見直し、それらのつながりを意識したキャリア教育全体計画の提出をすべての県立高等学校に求めています。</p> <p>特に普通科の高等学校においては、キャリア教育の観点を踏まえた学習を確実に進められるように、科目「産業社会と人間」又はそれに類する教科・科目等のような時間を位置づけること、また総合的な学習の時間を効果的に活用していくことについて複数の高等学校を指定してカリキュラム(教育課程)の改善をしています。</p>

		<p>また働く者の権利や労働に関する法律、社会保障等については現代社会、家庭基礎等の必修科目でキャリア教育の視点を加えて指導するなど生徒の学ぶ機会を工夫しているところです。</p> <p>教育委員会としましては、キャリア教育の一層の充実を目指して引き続き各高等学校を支援してまいります。</p>
35	2. 公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化	
37	<p>(1)「長野県の契約に関する条例」の施行について</p> <p>本年4月より、「長野県の契約に関する条例」が施行され、県の行う契約に関し、基本理念及び、県及び県の契約相手方の責務、契約に関する県の取組の基本事項が定められました。この条例の第3条では、行政施策の執行のため県の行う契約が持続可能な地域社会の実現や社会的責任を果たす事業者の育成に資するものであることなどが定められています。定められたのは、1項「談合その他の不正行為の排除」、2項「適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止」、3項「地域雇用の確保、県産品の利用促進、県内中小企業者の受注機会の確保、優良品業者の育成、専門的な技術の継承」、4項「賃金が適正な水準でありその他の労働環境が整備されている、環境に配慮した事業活動、障害者その他の就業困難者の雇用促進、男女共同参画社会の形成、その他の社会貢献活動」に配慮して、契約を締結することとなりました。1、2、は当然として、3、4について基本理念であり、条例制定による理念の実現が果たされるべきことは明らかです。県として、多岐にわたる支出を管理するため会計局に契約・検査課を設け、体制を構築されていることに敬意を表します。</p> <p>現在、「県の取組方針に基づく具体的な取組」が審議会によって討議されているところですが、賃金その他の確認手段の検討を通じた実効性の確保に大きな期待を寄せ、注視しているところです。</p>	
39	<p>条例施行に伴う変化、成果の広報、啓発活動の展開</p> <p>「基本理念」を県内市町村とも共有するため、条例施行に伴う具体的な成果や効果の広報・啓発活動を積極的に行われたい。</p>	
40	<p>建築・土木事業に従事する労働者の賃金その他の労働条件の確保</p> <p>1) 県として外部に建設・土木事業を、農政部、林務部、建設部、企業局が入札発注しています。</p> <p>各部を横断していることから、すべての部局が</p>	

	<p>条例の基本理念にもとづいて同等の基準をもって発注することを徹底されたい。</p> <p>2) 今後長野県が行う、条例対象工事における建設労働者の賃金の調査結果を公表されたい。また、条例の基本理念に照らして、どこまでその実効性が確保できたのかについての評価も併せて公表されたい。</p> <p>3) 上記により「実効性確保」が不十分である結果となったとき、速やかにこれを確保する施策を検討されたい。</p>	
41	<p>3. 「健康長寿世界一」の医療と介護</p> <p>県は、中期総合計画において「健康長寿世界一」という目標を立て、既に「信州保健医療総合計画」、「長野県高齢者プラン」を策定し、計画を進めています。</p> <p>「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が第136国会で成立しました。この法律改正では、厚生労働大臣が示す基本的な方針に沿って、あらたに都道府県、市町村が「効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、『地域包括ケアシステム』を構築することを通じて」医療及び介護の総合的な施策を推進する責任を負うことが定められました。</p>	
43	(1) 「地域包括ケアシステム」の構築に向けた課題	
44	<p>県は、「地域包括ケアシステム」を構築するため、「地域医療構想」の策定に向けた新たな「病床機能報告制度」を着実に運用し、病床の機能分化と、医療機関同士および医療と介護の連携を強化されたい。</p>	<p>(15.1.21. 医療推進課医療係)</p> <p>病床機能報告制度により、各医療機関が有する病床の現在担っている機能と、6年後に予定している病床機能のほか、具体的な医療の内容、医療従事者数、医療機器等の保有状況及び入院患者数などの情報を平成26年度から毎年報告していただくことになっています。</p> <p>平成26年度の報告については、厚生労働省が委託した事業者が、医療機関あての報告依頼、報告の收受、取りまとめを行うこととなっており、その報告結果が本年3月上旬を目途に各都道府県に提供される予定となっております。</p>

		<p>今後、提供された情報を基に地域の医療機関が担っている医療機能の把握・分析を行い、医療需要と各医療機能の必要量を示す「地域医療構想」の平成 27 年度から平成 28 年度にかけての策定に活用していく予定としています。</p>
45	<p>県は、新たな財政支援制度(基金)を活用し、医療・介護サービスの提供体制改革のための事業を実施されたい。</p>	<p>(15.1.21. 医療推進課医療係・介護支援課計画係)</p> <p>昨年 10 月にとりまとめた平成 26 年度地域医療介護総合確保基金の長野県計画においては、2025 年を見据え、高度急性期機能に偏った病床構成を見直すための病床の機能転換を図る事業や、患者が早期に社会・在宅復帰し、地域で継続的に生活するための在宅医療の充実を図る事業を位置付けたところです。</p> <p>また、この計画において、広い県土に数多くの過疎地域を抱える本県では、標準的な医療を県民に等しく提供する体制を確保することが極めて重要であるとの認識の下、電子レセプトデータ分析を踏まえて策定した「信州保健医療総合計画」に基づいて、特に、脆弱な二次医療圏の医療提供体制を強化するための設備整備等についても、独自に重点事業として盛り込みました。</p> <p>本県としては、昨年 11 月に創設した地域医療介護総合確保基金等を活用して施策展開を図り、高齢者が地域において必要な医療・介護サービスを受けられるような社会を構築してまいります。</p>
46	<p>県は、医療審議会あるいは「地域医療構想」の策定および達成に向けた協議を行う場に、保険者・被保険者(労働者)の代表を参画させられたい。</p>	<p>(15.1.21. 医療推進課医療係)</p> <p>都道府県は、地域医療構想の達成を推進するため、「協議の場」を設置することとされています。</p> <p>昨年 12 月に行われた「地域医療構想策定ガイドライン」についての厚生労働省からの事務レベルの説明によると、</p> <p>「協議の場」の参加者の範囲として、医療関係者のほか、医療保険者を含めることが基本とされています。</p> <p>地域医療構想の策定過程においても、「現場の医療機関や住民・患者の意見を聴き、適切に反映することが重要である。」旨の説明を受けたところです。</p> <p>県といたしましては、二次医療圏の病床構成の見直しを行うには、広範な関係者に</p>

		<p>よる合意形成が重要であると考えており、地域医療構想の策定及び達成に当たっては、今後示される「地域医療構想策定ガイドライン」を踏まえ、慎重に進めていく所存です。</p> <p>なお、地域医療構想は、県の医療計画の一部となることから、策定に当たっては、医療計画と同様に、保険者の代表者のほか、市町村長の代表者や公募による県民等医療を受ける側の者が委員となっている県医療審議会に諮ることとなります。</p>
47	<p>県は、医療・介護の提供体制の整備や人材確保・育成事業に関する新たな財政支援制度に係る「都道府県計画」を協議する場に、被保険者（労働者）・住民の代表を参画させられたい。</p>	<p>(15.1.21. 医療推進課医療係・介護支援課計画係)</p> <p>地域医療介護総合確保基金の都道府県計画の策定に当たっては、医療介護総合確保法第4条第4項の規定により、「あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるもの」とされています。</p> <p>医療分野については、本県では、平成26年度長野県計画案の策定に当たり、医師、歯科医師、薬剤師等の関係団体の代表者のほか、病院団体や保険者団体の代表者を含む学識経験者や、市町村長、一般県民から公募した委員など医療を受ける立場にある者で構成される医療審議会において、意見を聴取したところです。</p> <p>また、広く県民の皆様から意見を募集するため、計画案の概要に対するパブリックコメントを実施しました。</p> <p>今後も県計画の作成に当たっては、医療審議会や一般県民からの意見を聴取し、その反映に努めてまいります。</p> <p>介護分野については、平成27年度から基金の対象となるため、被保険者（労働者）・住民の代表など介護を受ける立場にある者の意見を反映できるよう努めてまいります。</p>
48	<p>(2) 医療現場の労働環境の整備と人材確保</p> <p>県は、医師・看護師など医療従事者の離職を防止</p>	<p>(15.1.21. 医療推進課管理係、看護係)</p> <p>平成26年6月の医療法の改正により、都道府県は勤務環境の改善に向けた取組</p>

	<p>し、地域の医療人材を確保するため、早急に「医療勤務環境改善支援センター」を設置されたい。</p> <p>看護師不足は医療現場における労働環境の悪化と伴って経験豊富な人材の確保が困難な状況を生じさせている。看護職員については、養成拡大や潜在看護職員の活用を図るために、看護大学の定員拡大及び大卒社会人経験者等を対象とした新たな養成制度の創設などを推進し、就労看護師 200 万人体制の実現に向けた施策を実行されたい。</p> <p>県は、ひっ迫している医療現場での安全確保をはかるために、看護職などの夜勤・交代制勤務における回数制限や勤務間の十分なインターバル時間の確保、労働法令の遵守、院内保育所の整備などワーク・ライフ・バランスを尊重した職場環境の改善、潜在看護師の活用に向けた研修制度の充実などの施策を早急の実施されたい。</p>	<p>を行う医療機関を総合的に支援する拠点となる医療勤務環境改善支援センターの設置に努めることとされています。</p> <p>現在、当県では「医療勤務環境改善支援センター」設置に向け、センターの設置形態や運営方法、運営協議会の委員の選定等について関係機関との調整を行っており、平成 27 年度中の設置を目指しています。</p> <p>看護職員の確保については、「新規養成数の確保」「離職防止・再就業促進」「人材確保・資質向上」を中心に取り組んでいるところです。</p> <p>看護大学の定員については、教育環境を踏まえたものとしておりますが、看護職員の新規養成は重要であるため、看護師等養成所への支援などにより看護人材の確保を引き続き行ってまいります。</p> <p>また、ナースセンター事業による再就業相談や再就職支援研修の実施などにより、経験のある人材の確保に引き続き取り組んでまいります。</p> <p>就労環境等労働条件の改善や労働法令遵守は重要であると認識しており、県としても多様な勤務形態に対応するため、勤務環境改善の相談窓口の設置や医療機関へのアドバイザー派遣を実施しているほか、病院内保育所の整備・運営に対する補助などにより労働環境の改善を支援しています。</p> <p>また、ナースバンク事業による再就業斡旋、再就職支援研修会を実施するなど、経験のある人材の確保に引き続き取り組んでまいります。</p>
53	<p>県内中小企業の看護・介護機器の開発促進と助成</p> <p>県内の製造中小企業では、重量物の移動、運搬作業に際して、梃子・天秤・滑車など位置エネルギーを利用した作業具を自製して活用している現場が多く存在します。省力化され、空間利用が巧みなそれらの工夫を、医療や介護でも活用可能なより安全なものとするアイデアを募って機器開発に着手されたい。</p>	<p>(15.1.19. ものづくり振興課技術開発係)</p> <p>医療や介護などで活用される製品の開発には、医療・介護の現場ニーズに沿ったものであることが重要です。</p> <p>県では、県内中小企業が、医療機関や介護施設等と連携して取り組む医療・福祉機器等の試作開発の一部を助成しています。</p> <p>また、(公財)長野県テクノ財団、信州大学では、現場のニーズを県内企業につなぐコーディネート活動も展開しています。</p> <p>今後も、このような取り組みにより、現場ニーズに沿った医療・福祉機器等の開発を</p>

		促進してまいりたい。なお、医療・介護の作業負担の軽減などの具体的なニーズがあればお寄せいただきたい。
54	<p>(3) 地域医療再生計画のフォローアップ</p> <p>2010年1月に国の地域医療再生計画が長野県では上小地域と上伊那地域を対象に策定されました。2014年現在、主に信州上田医療センターの体制強化と昭和伊南総合病院を含む公立3病院の機能分化と連携が図られたことによって、指定当時の状況混乱から抜け出しつつありますが、地域住民が求める医療機能や体制と実現可能な医療提供は異なる実情です。</p> <p>その後、木曾・大北・北信医療圏等を含め、県全域が、地域医療再生計画(二次分・三次分)の対象とされ、医療提供体制の整備が実施されました。</p> <p>県は、広域連合と連携して二次医療圏としての機能を果たすべく、各地の拠点医療機関への支援を継続し、医師・看護師など医療従事者の確保に努められたい。</p> <p>県内全ての二次医療圏において、特に救急、急性期、がん、周産期医療体制の確保に努められたい。そのために必要な財政措置を図られたい。</p>	<p>(15.1.21. 医療推進課管理係、看護係、医師確保対策室)</p> <p>医師・看護師など医療従事者については、依然として絶対数が不足するとともに、地域偏在の解消が課題となっており、国の医療制度改革の中でも、地域医療介護総合確保基金の活用等により、その確保に取り組むこととしております。</p> <p>県でも、医師の確保については、信州医師確保総合支援センターを設置(H23.10.26)して、ドクターバンク事業・医学生修学資金貸与事業・信州型総合医の養成等を行っています。看護職員の確保については、「新規養成数の確保」「離職防止・再就業促進」「人材確保・資質向上」を中心に取り組んでおり、看護師等養成所運営費補助、看護職員修学資金貸与事業、院内保育所の運営費補助や設備整備、ナースセンター事業による再就業相談事業等を行っています。</p> <p>今後も国の基金等を有効活用しながら、広域連合をはじめ関係機関と連携をとり、医師・看護師の確保に取り組んでまいります。</p> <p>地域医療再生計画については、これまで平成21年度、平成23年度及び平成25年度の三度にわたり策定し、平成27年度までの計画で二次医療圏の救急医療や、がん、周産期医療体制の強化等を図っています。</p> <p>さらに平成26年度からは医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政制度として、地域医療介護総合確保基金を創設し、医療提供体制が脆弱な二次医療圏の機能強化や三次医療圏において脆弱な分野の強化のための事業を基金計画の中に位置づけたところです。</p> <p>引き続き当該基金を活用し、救急、急性期、がん、周産期医療体制の強化を図ってまいります。</p>
57	<p>(4) 「アルコール健康障害対策基本法」の推進</p> <p>2010年、WHOは第63回総会で、「世界でおよそ250万人がアルコールが原因で死亡しており、対策を怠れば</p>	<p>(15.1.21. 保健・疾病対策課心の健康支援係)</p> <p>アルコール健康障がい有者の方の実態については、県精神保健福祉センター及び保健福祉事務所において、精神科医による精神保健福祉相談や保健師等による</p>

	<p>事態はますます深刻化する」と、「アルコールの有害な使用を低減する世界戦略」を全会一致で採択しました。</p> <p>2013年12月、超党派の議員連盟提案による「アルコール健康障害対策基本法」が制定され、ようやく国内でもアルコールの不適切な摂取が引き起こす「身体的健康障害」、「精神的健康障害」、「社会問題」、「家庭問題」へ、一貫した対策が立てられることとなりました。この対策には、国及び地方自治体、国民、医師、アルコール飲料の製造と販売に係わる事業者が責務を果たすことが求められています。</p> <p>県は、市町村及び関連団体に要請し、不適切な飲酒に基づく、身体及び精神の健康障害、社会的影響の実態について把握に努められたい。</p> <p>県は、国にならって「アルコール健康障害対策関係者会議」を設置し、アルコール健康障害の実態を報告するとともに、「長野県アルコール健康対策推進計画」を立案されたい。</p> <p>県は、上記の「推進計画」に基づき、「アルコール関連問題啓発週間」の事業を行うほか、「教育」、「不適切な飲酒への誘引防止」、「健康診断・保健指導」、「アルコール健康障害への医療の充実、調査研究」、「飲酒運転、暴力行為の防止」、「社会復帰支援」などの施策に取り組み、そのための財政措置を行われたい。</p>	<p>電話・面接・訪問支援、地域の断酒会等の自助グループへの支援を行うとともに、県精神保健福祉センターでは、当事者がアルコール依存症に関する正しい知識や理解を深めたり、同じ悩みを抱える家族が本人への接し方を話し合うグループミーティングの実施を通して、その把握に取り組んでいるところであり、今後ともこうした取組により実態把握に努めてまいります。</p> <p>本年6月の基本法施行を受け、国において、「アルコール健康障害対策基本計画の案の作成方針（案）」を定め、平成28年1月を目途に同計画の案を策定することとされています。</p> <p>県の推進計画については、国の基本計画を基本として策定に努めることとされていることから、国の動向や他の都道府県の状況を注視しながら、委員会の設置等を含め、検討してまいります。</p> <p>アルコール健康障がい対策の推進については、平成29年度を目標年次とする信州保健医療総合計画に位置付け、これに基づきこれまでも各種施策に取り組んでいるところですが、今後とも、各部局の連携により、基本法の趣旨を踏まえた総合的な施策の推進に取り組んでまいります。</p>
61	<p>(5) 高齢者と障がい者に対する介護サービスの充実と権利擁護の確立</p> <p>地域で尊厳あるくらしが送れるよう、サービスを必要とする人が適切なサービスを受けられるようにするため、以下の取り組みを進められた</p>	

	い。	
62	<p>県は、「地域包括ケアシステム」の普及・定着を進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するため「地域包括支援センター」の機能と役割を強化されたい。さらに、「地域包括支援センター運営協議会」に被保険者代表（労働者）を委員として参加させるよう、配慮されたい。</p>	<p>（15.1.21. 介護支援課計画係）</p> <p>県では、地域包括支援センターの機能強化のため、センター職員に対する地域包括ケア推進やケアマネジメントに関する研修、虐待対応や権利擁護に関する研修などを実施しております。</p> <p>また、平成26年度の介護保険制度改正により、地域包括支援センターが自ら実施事業の質を評価したり、事業の内容や運営状況を公表するように努めることとされましたので、県としては、これらの制度が適切に運用され、地域包括支援センターの機能強化に資するよう支援してまいります。</p> <p>次に「地域包括支援センター運営協議会」の構成員については、介護保険法施行規則に基づいて、医師、看護師、介護支援専門員や地域ケアに関する学識経験者のほか、介護（予防）サービスの利用者、介護保険の被保険者や権利擁護等を担う社会福祉士などを地域の実情に応じて市町村長が選定することとされており、現状では、被保険者代表は、すべての協議会において構成員として選定されております。</p>
63	<p>県は、介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていない場合について、加算の全額返還を求めるなど、厳正な対応を行われたい。</p>	<p>（15.1.21. 介護支援課サービス係）</p> <p>現在、長野県においては、9割を超える事業所が介護職員処遇改善加算を申請しており、制度として定着してきているものと考えております。</p> <p>県では、サービス事業者から提出される実績報告書の審査や現地で行う実地指導において、介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていないことが判明した場合には、追加支給や算定期間を延長する等により加算金算定額に見合う賃金を支払うよう事業者に求めておりますが、悪質な事例については、不正請求として全額返還を求めることとしております。</p>
64	<p>県は、県ごとに設けられた介護人材確保のプラットフォーム（介護労働に関する情報交換の場）で、その他構成員であるハローワークや労働局、介護事業所、労働組合など介護に関わる多くの機関、組織、</p>	<p>（15.1.21. 地域福祉課福祉人材係）</p> <p>長野県では、介護人材の確保・定着に資する施策の充実を図るため、関係機関・団体が参加した「福祉・介護人材確保ネットワーク会議」を、平成26年6月に新たに設置し、「人材確保・定着」、「人材育成」、「イメージアップ」のテーマ毎に3部会</p>

	<p>団体と連携し、介護労働者の待遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着を図りたい。</p>	<p>を設けて施策検討を進めています。</p> <p>また、(公財)介護労働安定センター長野支部においては、連合長野(日本労働組合総連合会長野県連合会)も参加するところの「介護労働懇談会」が設置されているところです。</p> <p>今後、具体的な施策展開にあたっては、こうした場を活用して関係機関・団体との連携と協働に努め、介護人材の確保・定着を図ってまいります。</p>
65	<p>4. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施</p> <p>県は、「子ども子育て新支援制度」の実施において、利用者と保育現場を包み込む地域社会全体の協力のもとに「ワーク・ライフ・バランス」を推進する観点から、円滑に制度が実施されるよう望まれます。労働者が、育児をしやすい環境整備として、働く女性への支援を強化し、就業環境整備(保育所等の施設の拡充、病児・病後児保育等)など総合的に取り組み、一層の充実が望まれます。</p> <p>長野県は、子育て女性(24歳から45歳、育児中=2012年「就業構造基本調査」)の有業率が全国22位(59.3%)です。かたや高齢者(60歳から64歳、2012年「就業構造基本調査」)の有業率は全国1位(36.3%)であり、高齢の家族が実家で保育する状況にないことは明らかです。連合長野の調査(「2013年個人別賃金調査」)においても、30歳を過ぎた時点で90%近くが最初の就職先を退職しており、M字カーブの底からの再出発を余儀なくされています。職場の環境整備の遅れを痛感するとともに、公共の保育サービスの充実を切望します。</p> <p>「子ども子育て支援新制度」の計画策定と、実施に向け下記の通り要請します。</p>	
66	(1) 市町村の子ども・子育て支援計画	
67	<p>県は、市町村の子ども・子育て支援計画の策定を積極的に支援し、本格実施に向けて必要な助言等具体的な対策をきめ細かに講じられたい。</p>	<p>(15.1.20. こども・家庭課保育係)</p> <p>平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」本格実施に向け、市町村は地域のニーズを踏まえた「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた検討を進めており、県も市町村計画を踏まえた「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定作業を進めているところです。</p> <p>県としては、市町村の計画策定を引き続き支援するとともに、保育の実施主体である市町村がそれぞれの計画に掲げた取り組みを円滑に実施できるよう、必要な助言等を行ってまいります。</p>
68	<p>県は、市町村が計画を策定する際、教育・保育の提供</p>	(15.1.20. こども・家庭課保育係)

	<p>体制の確保等について、支援法第 61 条の 7 で規定されている審議会その他の合議制の機関で議論を得て決定するよう正確かつ確実に助言等を行われたい。</p>	<p>子ども・子育て支援法第 61 条の 7 には、市町村計画の策定にあたっては、「審議会その他の合議制の機関を設置している場合はその意見を、その他の場合は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない」旨規定されています。</p> <p>本県においては、ほとんどの市町村でいわゆる「地方版子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けた検討を行っているところですが、計画が行政側のみで策定されることなく、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者等の意見を聴きながら適切に策定されるよう、引き続き指導・助言してまいります。</p>
69	(2) 具体的保育サービスの要件	
70	<p>学童保育の質の改善に向け、市町村の関与を一層強化されたい。運営主体は公立・公営、社会福祉協議会、学校法人、社会福祉法人、民間企業を基本とし、1 施設の定員は、原則 40 名を上限とされたい。</p>	<p>(15.1.20. こども・家庭課保育係)</p> <p>放課後児童クラブは、実施主体である市町村が、地域の要望や実情を踏まえて整備・充実を図りながら、多様な形態で運営されてきています。</p> <p>その設備及び運営については、昨年 4 月に発出された厚生労働省令で定める基準を踏まえ、本年度中に市町村が条例で基準を定めることになっていますが、集団の規模について、省令では一支援単位当たり概ね 40 人以下と規定されています。</p> <p>各市町村においては、放課後児童クラブの質の向上のため、適正規模による設置・運営に取り組んでいるところですが、県においても、児童の情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、一定規模以上になった場合には分割を行うなど、適正規模への転換に努めるよう、市町村に対し働きかけているところです。</p>
71	<p>公立保育所および学童保育において、民間企業に働く保護者が、少なくとも定時退社すれば子供を迎えに行けるような閉所時間とされたい。また日曜・祝日勤務や親の突発的な事情、特別な事例に対応可能な柔軟な制度とされたい。</p>	<p>(15.1.20. こども・家庭課保育係)</p> <p>(公立保育所)</p> <p>保育の実施主体である市町村において、各地域の実情に応じ、「延長保育」や「休日保育」、また一時的に保育が困難となった場合に対応した「一時預かり」、保育所や学童保育時間外の預かりや送迎等を行う「ファミリー・サポート・センター事業」等を行っており、県では、これらの事業を実施する市町村に対し、事業の運営に係る経費を助成しています。</p>

県としては、これらの事業は女性が働きながら子育てをするうえで重要な事業と認識しており、市町村の取り組みが一層進むよう働き掛けるとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

【平成 25 年度実施箇所数】

- ・延長保育 294 か所（うち公立 186 か所）
- ・休日保育 24 か所（うち公立 15 か所）
- ・一時預かり 257 か所
- ・ファミリーサポートセンター 36 か所
（学童保育：放課後児童クラブ）

各市町村において、それぞれ地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して開所日数・開所時間を定めており、県では、長時間開設や、土・日曜祝日を含む年間 251 日以上開設して放課後児童クラブを実施している市町村に対し、運営費等を加算して助成しています。

県としては、放課後児童クラブは重要な子育て支援施策の一つと認識しており、実施主体である市町村が、地域の要望や実情を踏まえて整備・充実を図ることができるよう、引き続き支援してまいります。

【参考】

- ・平日の終了時刻別放課後児童クラブ数（H26.5.1 現在）
17:01～17:30：1 箇所、17:31～18:00：74 箇所、18:01～18:30：159 箇所、
18:31～19:00：124 箇所、19:01～20:00：11 箇所
- ・休日の開館状況別放課後児童クラブ数（H26.5.1 現在）
土曜日開館：340 箇所、日曜・祝日開館：4 箇所
- ・県が実施する補助制度
放課後児童健全育成事業（長時間開設加算、開設日数加算）
保育緊急確保事業（放課後児童クラブ開所時間延長支援事業）

72	<p>学童保育指導員の資格要件を明確化し、学童保育指導員の賃金・労働条件がその重責に見合ったものとなるよう、改善を図られたい。</p>	<p>(15.1.20. こども・家庭課保育係)</p> <p>昨年4月に発出された厚生労働省令で、「放課後児童支援員」の資格が規定され、保育士等の資格を有することに加え、県知事が行う研修を修了することが必要となりました。</p> <p>放課後児童支援員に求められる役割は、今後ますます大きくなることから、その職責に見合った待遇改善が図られるよう、国に要望してまいりたいと考えています。</p>
73	<p>5 . 安全・安心の住まいとまちづくりの推進</p>	
75	<p>(1)「交通政策基本計画」への「県新総合交通ビジョン」の具体化</p> <p>2013年12月4日「交通政策基本法」が施行され、第15条には「交通政策基本計画」を定めるとしています。国においてはこの計画を定めるにあたり、日常生活のための交通手段の確保に関する施策をはじめ、多岐にわたる交通に関する施策について、基本的な方針や目標を定め、国民等から意見公募を行なったうえで、基本計画案を作成し、閣議決定、国会報告をすることとなっています。</p>	
77	<p>県においては新総合交通ビジョンが策定をされていますが、国の動きと連動し、ビジョンをさらに具体化するためにも、県民や交通事業者、市町村、有識者の意見を聞きながら審議会を設置や長野県交通計画を策定、計画の進捗状況をまとめて報告する仕組みを（構築）つくられたい。</p> <p>長野県新総合交通ビジョンでも課題が整理されているように、今後20年間で県内人口が約30万人減少すると見込まれ、単身世帯の増加や、高齢化によって自動車などを持たない人も増加していくと考えられます。</p> <p>特に中山間地域の対策も急務になってきます。公共交通の役割と確保策は、災害時においても東日本大震災で教訓となり、地域の安全にも寄与するものです。</p>	<p>(15.1.21. 交通政策課交通企画係)</p> <p>「長野県新総合交通ビジョン」は、有識者による議論を経るとともに、市町村や交通事業者等のご意見もお聞きし策定しました。</p> <p>長野県では、この「長野県新総合交通ビジョン」において、交通の将来像のみならず、将来像の実現に向けて県が取り組むべき「施策の方向」についても明確にした上で、施策の具体化を進めてまいります。</p> <p>公共交通の利用拡大には、公共交通を利用する意識の醸成と利便性向上の双方に取り組むことが必要と認識しています。</p> <p>長野県では、一昨年から、総合交通情報サイトとして「しあわせ信州交通ネット」を長野県バス協会と協力して設置し、県民や旅行者に対し公共交通の情報提供を実施し、昨年は「地域交通システム再構築ハンドブック」を作成・配布するなど、時宜に応じた施策を実施してきており、今後とも地域の交通事業者や関係団体の皆様方と連携して積極的に取り組んでまいります。</p> <p>地域公共交通の確保について、県は広域的な観点から、幹線バス路線を維持するための経費等を交通事業者に対して支援しています。</p>

	<p>地域公共交通はこれまで、事業者の独立採算性での運営から利用者の減少に歯止めがかからず、路線の休廃止が進み、運行形態も各自治体が主体となった形態へ変わってきました。公共交通は単に移動の問題だけではなく、マイカーからの利用転換により温室ガス削減や高齢化社会への対応策といった政策と併せ、総合的に位置づけた取り組みが求められます。下記の事項に取り組まれない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 積極的な利用促進運動を展開されたい。 2) コミュニティバス事業などの市町村・路線バス事業者へ、県独自の財政支援を行われたい。 	<p>また、25年度からは、既存の交通体系を見直し、より効率的な移動手段の確保に取り組む市町村を支援するため、「地域交通システム再構築促進モデル事業」を実施しています。</p> <p>なお、地域公共交通に対する支援制度の改善と地方財政措置の充実については、引き続き、国に対して要請してまいります。</p>
79	<p>(2) リニア新幹線の着工に向けて</p> <p>2027年を開業予定としてリニア中央新幹線の準備が進められ、県は活用基本構想を策定し地域振興など進められようとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業の整備や街づくり、駅周辺の整備など地域振興を進めるにあたっては住民参加が大切なことから、JR東海や各自治体・行政機関との協議などの徹底した情報公開を行ないながら、多くの県民からの意見が反映できるようにされたい。 2) 国・県・市町村それぞれの役割があるが、一体となって現場・地域目線での発想が早期に実現できるような体制を強化され、リニア新幹線開業に伴う二次交通の確保、道路網などのアクセスとネットワーク機能の拡充に取り組まれた 	<p>(15.1.21. リニア推進振興室)</p> <p>【情報公開・県民意見の反映】</p> <p>リニア整備を契機とした地域振興においては、情報公開や住民参加が大切であると考えています。例えば、リニア駅へのアクセス道路整備に関しましては、ルートを選定にあたり地元地区の約8,300戸にアンケートを実施するなどして、住民意見の把握に努めております。</p> <p>今後もしもリニア関連施策に対する県民意見の反映に努めてまいります。</p> <p>【二次交通の確保、道路網などのアクセス・ネットワーク機能の拡充】</p> <p>リニア中央新幹線開業に伴う二次交通の確保やアクセス確保に関しては、「長野県新総合交通ビジョン」や「長野県リニア活用基本構想」において、その具体策を掲げているところであり、その実現に向けて、国・県・市町村・交通事業者等の関係機関が、適切に役割を分担しながら取り組んでまいります。</p> <p>また、昨年10月に具体的なリニア関連道路整備箇所を公表しました。リニア中央新幹線の開業とこれらの道路整備が完了しますと、伊那谷の人口の85%が東京からの所要時間90分以内の地域に居住することになります。着実に道路整備を</p>

	<p>い。</p> <p>3) 県として、リニア中央新幹線長野県駅(飯田市)を、長野県の「顔 / 玄関口」の一つとして活用できる施策、近隣市町村等への支援を検討されたい。</p>	<p>進めてまいります。</p> <p>【リニア長野県駅の活用】</p> <p>リニア長野県駅に関しては、現在、飯田市が「リニア駅周辺整備基本構想検討会議」を設置し、その活用方法等を検討していますが、県職員3名が委員に就任し、リニア駅が長野県の顔となるよう、広域的な利用の観点から意見を述べているところです。</p> <p>リニア活用基本構想で掲げた「長野県の南の玄関口にふさわしい魅力ある駅空間の創造」の実現に向け、この検討会議、更には「伊那谷自治体会議」において長野県らしさ・伊那谷らしさが感じられるリニア駅をめざした議論を深め、市町村と共にリニア駅を核とした地域振興に取り組んでまいります。</p>
86	<p>(3) 雪害対策</p> <p>2,014年2月の雪害では、県内各地において、道路・鉄道等各交通機関がマヒし、県民が多大な不自由に甘んじることとなった。鉄道網では、首都圏～松本間運行の中央東線の除雪が優先になったため、ローカル線である小海線は6日間運休し、県民は除雪に係わる苦情をJR東日本会社にぶつけることとなりました。</p> <p>また、しなの鉄道側でも軽井沢周辺が孤立したことが、記憶にとどめるべき事態となりました。</p> <p>1) 今後の対策として、しなの鉄道小諸駅とJR東日本のレールをつなげれば除雪車もしなの鉄道小諸駅から、JR小海線に運行できるため、今回の様に6日間の運休にはならないと考えます。そもそも、国鉄時代はつながっていた線路であるため、分岐器(線路を二方向に切り替え</p>	<p>(15.1.21. 交通政策課鉄道企画係)</p> <p>昨年2月の記録的大雪への対応の検証を踏まえ、鉄道事業者においては、除雪機械などの資機材の整備や、要員を含めた体制等を検討され、必要な対策を講じることにより、鉄道輸送の安定性向上に努めていただいていると承知しています。</p> <p>小諸駅におけるしなの鉄道線とJR小海線の線路については、施設の維持管理等の観点から分離を判断されたものと承知しており、その再接続には、分岐器の設置のみならず、列車運行の集中制御システムの改修等も必要とされます。まずは、鉄道事業者において再接続の必要性について判断されるべきものと考えます。</p>

	<p>るための装置)を設置することにより可能です。両社とも、従前のいきさつもあり、予算の問題から簡単な話ではありません。</p> <p>県の補助を仲介として、豪雪地帯である県内の鉄道網を県民の足として万全な体制を整えることが必要です。</p>	
89	<p>(4)信州型住宅リフォームの各助成金制度の継続、拡充について</p> <p>長野県の信州型住宅リフォーム助成金制度は、県民の既存住宅に対する住宅改良意欲の向上、県産材の活用や省エネ性能向上による資産価値の上昇、地域経済の振興など大きな役割を果たしています。加えて、昨年度より県産材の使用要件を緩和したこと等によりさらに利用が進んでいます。</p> <p>同助成金は申請対象となる住宅の所在地を管轄する県下10の地方事務所(建築担当課)へ申請することとされていますが、秋田県では市町村役場でも県のリフォーム制度を申請可能とし、かつ市町村独自のリフォーム制度との併用も可能で、利用者がワンストップで申請できる体制をつくっています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 来年度以降も信州型住宅リフォーム助成金制度を継続されたい。 2) 県民の利便性向上のため、県内77市町村と制度連携し、市町村も申請窓口として追加するよう、検討されたい。 	
90	6. 農林水産業の産業基盤の強化・育成	

91	<p>(1) 農地中間管理機構の事業運営について</p> <p>昨年 1 2 月に成立した、農地中間管理事業の推進に関する法律等により、農地利用の集積集約化を行う農地中間管理機構が都道府県段階に創設され、長野県では、長野県農業開発公社が農地中間管理機構に指定されました。言うまでもなく、中間管理事業は、農地を借り受けその農地の利用を希望する農業経営者に貸し出すことが主な内容ですが、農地の貸出先について地域の農業者と農外企業などを公平に扱うこととされたため、農地借り受け希望の公募を行うことが必須となっています。このことによって「人・農地プラン」で位置付けられた地域の大規模農家や集落営農よりも、販売力や資金調達力ある農外企業が有利になることが懸念されています。</p> <p>こうした事態を防ぎ、地域で創造したプランが生かされた農業が展開されるよう、集落や地域の「人・農地プラン」との強力な連携を図りたい。</p>	<p>(15.1.21.農村振興課地域営農係)</p> <p>1 農地中間管理事業における貸付先の選定については、(公財) 長野県農業開発公社が定めた農地中間管理事業規程において、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から貸付先の決定に当たっては、次のように優先配慮事項を定めて取り扱うものとされております。</p> <p>人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実な地域内の話し合いで農用地利用調整が整った者。</p> <p>担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合。</p> <p>集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として公社に農用地等を貸し付ける場合。</p> <p>貸付を希望する農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受け希望者がいる場合。</p> <p>2 これらの優先事項により、農外企業による農業以外の利用を目的とした農地取得を防止するとともに、地域内の話し合いや合意形成により作成される人・農地プランに沿った農地の利用調整が図られるものと考えております。</p> <p>3 なお、地域内に担い手がない場合、その地域に参入を希望する企業を含めた、人・農地プランの話し合いを行うことにより、その企業が地域農業の発展に寄与するものとして合意形成され、「人・農地プラン」に位置付けられた場合には貸付先として認可されることも考えられます。</p> <p>4 農地中間管理事業の推進に当たっては、今後も地域内の農業者間で話し合いや合意形成された人・農地プランとの連携を図るとともに、地域の農業がプランの実現に向けたものとなるよう支援してまいります。</p>
92	<p>(2) 「人・農地プラン」について</p> <p>2012 年から始まった「人・農地プラン」は、地域が抱える人と農地の問題を解決するために、集落や地域内で</p>	<p>(15.1.21.農村振興課地域営農係)</p> <p>1 国は「農地中間管理事業の推進に関する法律」及び「農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(農林水産省令)」により、「人・農地プラン」の作成を念頭に</p>

	<p>の徹底した話し合いにより、地域の担い手や近い将来の農地の出し手などが明らかになり、地域の今後の農業の在り方を創造することに大きく寄与しています。長野県でも、本年度の農政施策の基本方針で、プランに位置付けられた経営体を育成し、地域農業の持続的な発展を図ることを方針化しています。しかし、「人・農地プラン」は法的な裏付けがされないまま現在に至っています。</p> <p>つきましては、「人・農地プラン」の法制化を国に要請するとともに、この事業がこれまで以上に活性化されるよう、市町村への支援をされたい。</p>	<p>おいた農業者等による協議の場の設置等について法制化されているところです。</p> <p>また、附帯決議においても、「農地中間管理機構が十分に機能し、農地の集積・集約化の成果をあげていくためには、地域における農業者の徹底した話し合いを積み重ねていくことが必要不可欠である。このため、人・農地プランの作成及びその定期的見直しについては、従来以上に強力で推進すること」とされたところであり、「人・農地プラン」は、現時点で既にこの法律の運用の中で重要な計画として位置付けられ、活用されていることから、単独での法制化は困難であると考えております。</p> <p>2 県では、「第2期長野県食と農業農村振興計画」において、地域農業の発展に資する施策の基礎として、「人・農地プラン」の作成を位置付けており、地域課題の解決に向け意欲的に取組む市町村に対しアドバイスを行うとともに、プランの達成に向け、各種施策を重点的に投入するなどの支援を行っているところです。</p> <p>3 また、「人・農地プラン」の作成・見直しに必要となる事務費等については、今後も市町村からの要望に沿える十分な予算を確保してまいりたいと考えております。</p>
93	<p>(3) 食育と地産地消の推進</p> <p>食育と地産地消の推進に向け、学校給食や公共・福祉施設における地場産の利用促進を図るため、具体的な実践方策が計画・実施されています。とりわけ、学校給食への県産農産物利用割合は、2013年度の年間平均で42.6%となるなど、確実に成果が出ています。</p>	
95	<p>今後ともこの傾向を維持・発展させていくために、公共・福祉施設における地場産の利用促進を進めること。</p>	<p>(15.1.21. 農業政策課農産物マーケティング室農業ビジネス係)</p> <p>学校給食における県産農畜産物の利用率は、2014年度速報値で43.8%であり、学校現場における地産地消の重要性の理解が進んでいます。これは、地産地消キャラクター「旬ちゃん」学校訪問により、児童生徒と一緒に地産地消を学び、子どもたちに地域の農産物や食などに対する理解を深める取組みなどを進めた成果と考えます。</p> <p>地産地消の推進については、地産地消が県民運動となるよう、JAグループ、信濃毎日新聞社、八十二銀行、県で構成する「『おいしい信州ふーど(風土)』を食べ</p>

		<p>よう！育てよう！地産地消キャンペーン推進委員会」が、協賛企業（平成 26 年 12 月現在 30 社）と連携し、様々なイベントでの広報活動を積極的に展開するなど、県民への浸透に努めています。</p> <p>さらに、平成 26 年度からは地域ごとに特色ある農畜産物について、栽培の歴史やおいしさの理由、地域の文化を背景とした生産者の思いやこだわりなどを、地域の多様な人々が連携して「物語」として取りまとめ、地域ぐるみで共有・発信する事業を開始しています。</p> <p>また、医療機関による地域食材を活用した健康食メニュー、健康商品の開発や、地域の福祉施設でのレシピの活用の取組について支援しています。</p> <p>今後も、地域の農畜産物に対する理解を深めていただき、公共・福祉施設においても、地場産品の利活用を促進していただけるよう、引続きこれらの取組を効果的に進めてまいります。</p>
96	とりわけ学校給食へ地場産品の活用を働きかけ、長野県らしい食育の充実化を図りたい。	<p>（15.1.20. 教育委員会事務局保健厚生課学校給食係）</p> <p>学校給食に地場産物を活用することは、子どもたちが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる人々の努力や食への感謝の念を育むなど、食育に大きな効果が期待できます。</p> <p>県教育委員会としては、引き続き県農政部と連携して、学校給食における県産農産物の利用促進に取り組むとともに、学校給食で地場産物を活用する意義等を、食育推進の立場からさらに啓発していきたいと考えています。</p>
97	<p>（４）農業の６次産業化</p> <p>農林水産物の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指して、2011年3月に「六次産業化法」が施行されました。農水省が4月に公表した「6次産業化総合調査」によりますと、直売や加工など農業生産関連事業の2012年の年間総販売額は1兆7,451億円で前年に比べて6.6%の伸長となっています。また、農業経営体の家族や雇用者などを合わせた従事者数は451,200人で前年に比べ5.1%増になるなど、地域活性化や雇用創出への確実な成果が伺えます。</p> <p>しかし、2014年4月の産業競争力会議農業分科会で、新浪主査はレポートを発表し、6次産業化の支援ファンドであるA-FIVE（農林漁業成長産業化支援機構）の農林漁業者の出資がパートナー企業の出資を上回らなければならないとする制度を改め、企業側の出資について自由にす</p>	

	<p>べきだとしています。</p> <p>この主張が現実化されますと、農業者が主体となった地域に好循環を生み出す6次産業化ではなく、企業主体の農業構造に転換してしまうことが懸念されます。</p>
98	<p>つきましては、農業の6次産業化は、あくまでも農業者が主体となった事業となることを国に働きかけることを求めます。</p> <p>(15.1.21. 農業政策課農産物マーケティング室農業ビジネス係)</p> <p>農業の6次産業化は、意欲ある農業者が主体となり進める事業であり、その結果として、農業者所得の向上や、産業としての農業の広がりにつながるものと考えています。</p> <p>県としても、農林漁業成長産業化ファンドは、農業者が主体となって地域特性を活用し、新たな付加価値を生み出す6次産業化の事業活動に対し出資することで、農業者が6次産業化に取組みやすくするためものと認識しています。</p> <p>国において、ファンド活用における支援基準を改正予定ですが、この改正は農業者の出資負担の軽減を図るためであり、改正後においても、農林漁業者のパートナー企業に対する主導性は引き続き確保できる体制とすると聞いております。</p> <p>このことから、県としては、現時点において国に働きかけることは考えておりません。</p>
99	<p>また、6次産業化への起業にあたっては、経営のノウハウ、販売面、技術面等多くの課題があることから、6次産業化を推進するに当たり、様々な課題が解決でき得るアドバイス機能・体制の充実を図られたい。あわせて、起業のコンセプトとして「地域振興と地域における雇用創出」を主体とした支援策を実行されたい。</p> <p>(15.1.21. 農業政策課農産物マーケティング室農業ビジネス係)</p> <p>農業の6次産業化は、所得向上や雇用創出等を通じた地域の活性化につながるものであり、県としても積極的に推進しています。</p> <p>しかし、農業者が自ら加工・販売までを行う場合には、それまでに経験のない分野での課題、加工技術、表示方法、販路の開拓など、様々な課題があります。</p> <p>このような各種課題に対応するため、県では、平成25年9月に関係団体で構成する「信州6次産業化推進協議会」を設立し、農業者等の事業計画の策定を支援する推進員を配置するとともに、各事業者が抱える課題解決を専門的知見から支援するためにプランナーを派遣するなど、支援体制を整備しています。また、平成25年11月にはより身近で相談できるよう県内10地域に「地域協議会」を設け、支援体制を強化しました。</p>

更に、金融機関や食品関係企業には、「6次産業化で新たな産業の創出が重要」との気運が広がってきていることから、地域協議会において、地方事務所、農業改良普及センターの他、地元の商工会や地域金融機関が協力して、事業化を支援していくこととしています。

今後は、特に農業者と2次3次事業者が連携し、地域の特性を生かした多様な6次産業化を推進するための施策の充実を図ってまいります。

100 (5)「信州山の日」
 県では2月に「信州山の日」を公表され、7月第4日曜日に制定しました。
 県民共通の財産であり、貴重な資源である「山」に感謝し、機運を醸成することも大切なことですが、それらに傾いてばかりもいられません。
 財源・担い手を確保し、災害対策や森林保全としての治山事業、松くい虫対策など、長野県の自然環境を次世代に残せるよう、必要な事業を継続的に推進されたい。

(15.1.21. 森林づくり推進課)

1 治山事業について

本県の急峻な地形、複雑な地質構造等を反映し、山腹崩壊、地すべりや土石流による山地災害のおそれがある危険地区が県内民有林には約7,400箇所存在します。

これに対し、公共治山事業、県単治山事業により、荒廃地の復旧や未然に災害を防ぐための施設整備、森林整備を実施しています。

治山事業関連予算の確保については、国に対し引き続きあらゆる機会を通じて要望・要請等を行うほか、航空レーザ測量成果を活用した要整備箇所の選定等により、効率的かつ経済的に事業効果を早期に発揮してまいります。

事業区分	区分	H24年度予算額	H25年度予算額 (H25.2補正含む)	H26年度予算額		
				(H26.2補正含む)	対H24年度	対H25年度
公共 治山 事業	一般公共	4,404,347	8,271,554	5,019,780	114.0%	60.7%
	災害関連	913,500	693,000	957,986	104.9%	138.2%
	公共計	5,317,847	8,964,554	5,977,766	112.4%	66.7%
県単治山事業		277,592	277,592	277,592	100.0%	100.0%

公共治山事業は当年度の当初予算額に、前年度の経済対策補正予算額を加えたもの。

県単治山事業はそれぞれ当初予算額

2 松くい虫被害対策事業について

本県の松くい虫被害は、昭和 56 年に初めて旧山口村で確認されて以降拡大しており、平成 25 年度には被害量で約 7 万 9 千 m³、被害市町村数も 50 に達するなど、過去最大となっています。

このため、薬剤による予防散布や被害木の伐倒駆除、樹種転換等を効果的に組み合わせた総合的な防除対策を進めています。特に、県下 5 地域の被害先端地域(佐久平、上伊那南部、木曾南部、松本北部、長野北部)については国庫補助事業を導入するなど、被害市町村への支援を行っています。

現在、県下の各地方事務所に配属された「森林保護専門員」が中心となって、市町村や森林組合等の関係機関が連携した「松くい虫防除対策協議会」を開催し、相互の連絡調整や具体的な防除対策について取り組んでいます。

区分	H24 年度	H25 年度	H26 年度		
			対 H24 年度	対 H25 年度	
予算額	470,320	680,603	811,235	172.5%	119.2%
うち国庫補助金	280,635	498,047	549,177	195.7%	110.3%

土砂災害の防止や水源かん養など、多面的な機能を有する森林を次の世代に引き継ぐため、治山事業、松くい虫被害対策事業のほか、植栽・間伐等の森林整備を進める信州の森林づくり事業などの予算の確保を国に要望し、引き続き必要な事業を計画的に進めてまいります。

101 (6)「山村振興法」の延長と施策拡充について

102 県は、国に対して、「山村振興法」が 2015 年 3 月末で期限を迎えることから、延長及び内容の充実を求めること。

延長にあたっては「森林・林業基本法」による施策の展開を踏まえつつ、都市と山村の格差是正を主眼

(15.1.21. 森林政策課企画係)

本県の豊かな森林を次の世代に確実に引き継いでいくためには、山村地域が持続的に森林を適切に利活用し管理していくことが重要であると認識しています。

このため、林業の再生や山村の主要な資源である森林を活かした特産物の振興、里山林における薪など木質バイオマスエネルギー利用、さらには都市と山村との

	<p>とした林業に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係わる国としての責務を明確にさせること。</p> <p>また山村振興の目標に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大などと定住の促進を盛り込ませること。</p>	<p>交流促進などについて取り組み、山村の振興を図っております。</p> <p>【平成 26 年度主な山村振興施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信州 F・POWER プロジェクト推進事業（未利用材の安定供給体制づくり等） ・信州フォレストコンダクター育成事業（地域の林業を指揮できる人材の育成） ・里山利用総合支援事業（地域が主体となり里山の森林資源を利活用する取組支援） ・特用林産産地振興総合対策事業（原木栽培きのこなど特用林産物の生産振興） ・森林（もり）の里親促進事業（企業と山村地域の協働による森林づくりと交流の推進） ・「信州山の日」制定推進事業（山に感謝し守り育て活かす機運の醸成推進） <p>国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の活性化を図るため、「山村振興法」期限延長を図ること及び地域資源を活用した林業の確立等に関する施策の充実を図るよう、国へ機会を捉えて要請してまいります。</p>
105	7 . 地方税財政の確立	
106	<p>(1) マイナンバーの利用開始に向けて</p> <p>県は、2016 年 1 月の個人番号（マイナンバー）利用開始を見据え、住民情報の管理・保護の徹底とプライバシー保護のための諸施策を着実に実施されたい。また市町村に対しても、同様の配慮を促されたい。</p>	<p>(15.1.21. 情報政策課電子自治体係)</p> <p>マイナンバー制度の導入に当たっては、「個人情報外部に漏れるのではないか」、「他人のマイナンバーで成りすましが起こるのではないか」といった懸念に対し、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じることとされています。</p> <p>【制度面の保護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用、提供の制限 ・収集、保管の制限 ・提供要求の制限 ・ファイル作成の制限 ・情報保護評価の実施 など <p>【システム面の保護措置】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・情報の分散管理 ・情報連携において個人番号を用いず、符号を使用 ・アクセス制御 ・個人情報・通信の暗号化 など <p>県としても上記の措置を着実に実施することにより、住民情報の管理・保護の徹底とプライバシー保護に努めてまいります。</p> <p>あわせて市町村に対しても、必要な措置が実施されるよう、引き続き情報提供等を行ってまいります。</p>
108	(2) 需要予測に基づく地方交付税の確保	
109	政府による地方財政計画の策定や地方交付税の算定にあたって、「国と地方の協議の場」を活用して、決定プロセスの透明化を求められたい。	
110	医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティ・ネット対策の充実、農林水産業及び製造業等の振興、環境対策等、今後増大する財政需要を地方財政計画に的確に取り入れ、地方固有の財源である地方交付税総額を確保できるよう、県としても国へ働きかけられたい。	
111	現在、普通交付税の基準財政需要額の中に算入されていない県内の特殊事情等を的確に把握するとともに、県内市町村が継続した公共サービスを提供できるよう、県独自の政策を確立されたい。	<p>(15.1.21. 市町村課行政係・財政係)</p> <p>県内市町村が安定的な行財政基盤を確立するため、市町村の自主性・自立性を尊重しながら、各種ヒアリング等を通じた助言や研修等を行っております。</p> <p>また、普通交付税で捕捉できない特別な財政需要については、地方交付税法第 15 条第 1 項の規定により、特別交付税で措置することとされており、引き続き、各市町村の特殊財政事情等を的確に把握するとともに、国に対して特別交付税による措置を求めてまいります。</p>
112	8 . 長野県行政の推進	

114	(1) 県行政の発信力の強化	
115	<p>県は政策・行政評価、情報公開、中長期の財政計画などすべてのことについて、住民や企業へ周知・広報に努められたい。新聞等の伝聞報道では印象が薄く、県自身が電波媒体や印刷物などを介した広報を作成して取り組まれたい。</p>	<p>(15.1.21. 広報県民課 広報係)</p> <p>県民の皆さまに県の施策や事業をご理解いただき、積極的な県政への参加やより多くのご意見をいただく「共感と対話」の県政を進めるため、さまざまな広報媒体を利用し広報に努めています。</p> <p>主な広報事業は、次のとおりです。</p> <p>「広報ながのけん」：さまざまな媒体で毎月お届けしています。</p> <p>(冊子) 年 2 回、新聞折り込みとポスティングにより県内全戸に配布</p> <p>(新聞掲載) 年 3 回、日刊紙 13 紙に情報掲載</p> <p>(インターネット) 年 7 回、県公式ホームページに掲載</p> <p>テレビ広報番組 (特別番組) : 主要施策等を紹介しています。</p> <p>25 年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ T S B ゆうがた G e t ! 「ここ注しんしゅう」(8 分コーナー) 6 月 4 回、10 月 4 回計 8 回放送 ・ a b n ザ・駅前テレビ 10 月中叶と 3 月下叶 2 回放送 ・ N B S N B S スペシャル (60 分番組) 11 月下叶 1 回放送 ・ S B C なるほど N A G A N O (30 分番組) 2 月下叶 1 回放送 <p>ラジオ広報番組：毎週県政情報を発信しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S B C ラジオ「しあわせ信州県民ラジオ」 4 ~ 9 月毎週月曜日 18:35 ~ 19:00

		<p>10～3月毎週土曜日 18:35～19:00</p> <p>・FM長野「しあわせハッケン！ランチタイム@信州」</p> <p>毎週金曜日 12:00～12:49</p> <p>ケーブルテレビ広報番組：県政情報を発信しています。</p> <p>・県内ケーブルテレビ局「信州のチカラ」年4回放送</p> <p>ホームページやツイッター：随時情報を発信しています。</p> <p>また、報道機関により多く県政情報を取り上げていただけるよう、県の事業やイベントなどの情報は毎日プレスリリースを行い、原則毎週金曜日には知事会見を実施しています。</p> <p>県民の皆さまに、より分かりやすい県政情報をお届けできるよう、引き続き各種媒体を利用した広報を進めるとともに、職員個々の発信力の強化にも力を入れて参ります。</p>
116	<p>県は、「日本再興戦略」において女性の活躍促進が主要課題となったことを踏まえ、女性の採用・登用の拡大を推進し、広報に努められたい。</p>	
117	<p>(2) 県行政の運営主体の確立に向けて</p>	
118	<p>県職員の賃金・労働条件については、地方自治の本旨のもと、労使の自主的交渉経過を重視し、合意決定された結果を尊重されたい。</p>	
119	<p>県行政で働く臨時・非常勤等職員の均等待遇、雇用安定をはかるとともに、一時金等の手当が支給可能となるよう地方自治法の改正を国に働きかけられたい。</p>	
120	<p>9. 地方議会の活性化と投票しやすい環境整備</p> <p>本年8月に行われた、長野県知事選挙はまれにみる低投票率となり、多くの県民を落胆させるものでした。投票率</p>	<p>(15.1.21. 選挙管理委員会(市町村課選挙係))</p> <p>(1)「投票済証明書(投票記念カード)」の交付については、公職選挙法上の規定がなく、投票率の向上に有効であるという意見がある一方で、不適切に利用される</p>

<p>の低下の傾向は、選挙を重ねるたびに露わとなり、「選良」たるべき言葉をむなしく思わせかねない有様です。投票率を向上させる取り組みを始めなければなりません。</p> <p>県内のいくつかの市で先例があり、効果を挙げているとされる、以下のとりくみについて、県選管として市町村の選挙管理委員会と協議をすすめ、実施を促していただきたい。</p> <p>(1) 投票を行った有権者に対し「投票済証明書(投票記念カード)」の交付すること。</p> <p>(2) 当該市町村域内の繁華街、あるいは交通の要所に、期日前投票の場所を増設すること。</p>	<p>おそれがあるという意見もあるところであり、発行するかどうかについては、各市町村選挙管理委員会が地域の実情等を十分考慮し、慎重に判断すべきものと考えます。</p> <p>(2) 期日前投票所の増設や、駅構内やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設へ期日前投票所を設置することについては、県選挙管理委員会といたしましても、積極的に検討していただくよう選挙の都度及び各種会議において、各市町村選挙管理委員会に対し要請しているところです。</p> <p>なお、市町村内に複数の期日前投票所を設ける場合には、二重投票の防止対策は十分かなどについて検討する必要がありますので、今後とも市町村選挙管理委員会に対する助言や情報提供などに努めてまいります。</p> <p>(参考：H26 衆議院選挙での実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松本市：松本駅自由通路(12/3～13、8:30～20:00 (全期間、全時間)) ・中野市：イオン中野店(12/12、15:00～20:00のみ)
--	---